

令和6年度 子育て支援・女性活躍推進に係る取組み状況

～杉並区職員ワーク・ライフ・バランス推進プランに基づく取組み状況の公表～

杉並区では、平成28年4月の「杉並区職員子育て支援・女性活躍推進行動計画」策定後、平成30年の働き方改革関連法制定を踏まえ、令和3年4月に「杉並区職員ワーク・ライフ・バランス推進プラン(令和3～7年度)」を策定しました。

この計画は令和3年度から令和7年度までの5年間、①男性職員の配偶者支援・子育てへの参加促進、②年次有給休暇の取得の促進、③超過勤務の縮減、④女性職員のキャリア形成支援を4つの柱として目標を設定し、職員のワーク・ライフ・バランスの推進と働きやすい職場づくりに取り組んでいます。

この計画に基づき、令和6年度は主に次のことを実施しました。

○高齢者部分休業制度の導入！

高齢者部分休業は、地方公務員法第26条の3に基づくもので、公務の運営に支障がないと認めるときに、地域ボランティア活動への従事などの地域貢献や加齢による諸事情への対応等の事由で取得できる制度です。今回、定年引上げを踏まえ、高齢期職員の多様な働き方のニーズに応える選択肢の1つとして導入しました。

○介護ハンドブックの作成・介護休暇制度の周知！

より多くの方に介護休暇制度等を理解してもらうべく、介護ハンドブックを作成し、周知しました。介護をする職員はもちろんのこと、介護をしながら働く職員を理解し、支える職場づくりに努めています。

○ハラスメント研修の継続的实施！

ハラスメントのない働きやすい職場づくりを進めるため、令和4年度、令和5年度に引き続き管理職向けのハラスメント防止研修を実施しました。

○会計年度任用職員の処遇改善！

令和6年度から主に以下の4点について改善を行いました。

- ・報酬額上限設定の引上げ、一部職種(保育・児童指導等)の報酬額引上げを行いました。
- ・勤勉手当の支給が開始されました。
- ・生理休暇を常勤職員同様、1回について引き続き2日間を有給としました。
- ・有給のボランティア休暇及び災害休暇を新設しました。